

大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) イ から ハ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号) <u>に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u></p> <p>(6) から (11) (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p><u>(6) 使用印鑑届(修了証明書に使用する印鑑)</u></p> <p><u>(7) 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u></p> <p>(8) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 指導及び調査 (略)</p> <p>第6章 その他 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p style="padding-left: 2em;">この要綱は、平成23年10月12日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成24年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p style="padding-left: 2em;">第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられ</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 から 第5条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) イ から ハ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号) <u>第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u></p> <p>(6) から (11) (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p><u>(6) 印鑑証明書の原本(実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出)</u></p> <p><u>(7) 研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書</u></p> <p>(8) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 指導及び調査 (略)</p> <p>第6章 その他 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p style="padding-left: 2em;">この要綱は、平成23年10月12日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成24年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p style="padding-left: 2em;">第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられ</p>

改正後	改正前
<p>た者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(指定申請の特例)</p> <p>平成 23 年 9 月 30 日において、大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱に基づき「視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程」の指定を受けた事業者が、平成 24 年 3 月 31 日までの間に研修を開始する場合には、第 6 条第 1 項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する 60 日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する 30 日前（平成 23 年 12 月 31 日までに研修を開始する場合には 14 日前）までに」と読み替える。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成26年 3 月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年 7 月30日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。</u></p>	<p>た者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(指定申請の特例)</p> <p>平成 23 年 9 月 30 日において、大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱に基づき「視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程」の指定を受けた事業者が、平成 24 年 3 月 31 日までの間に研修を開始する場合には、第 6 条第 1 項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する 60 日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する 30 日前（平成 23 年 12 月 31 日までに研修を開始する場合には 14 日前）までに」と読み替える。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成26年 3 月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年 7 月30日から施行する。</p>